

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市教育公務員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同日前」の次に「において教育委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 6 条第 2 項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項の前の見出し及び同項から第 10 項までを削り、附則第 11 項を附則第 7 項とし、附則第 12 項を附則第 8 項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日後1年間において行われる第1条の規定による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例第6条第1項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(大津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 大津市道路占用料条例(昭和28年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正)

第2条 大津市雄琴温泉供給条例(昭和34年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「3,150円以内」を「3,240円以内」に改める。

(大津市下水道条例の一部改正)

第4条 大津市下水道条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条の表中「946.05円」を「973.08円」に、「154.35円」を「158.76円」に、「163.80円」を「168.48円」に、「227.85円」を「234.36円」に、「279.30円」を「287.28円」に、「325.50円」を「334.80円」に、「399.00円」を「410.40円」に、「426.30円」を「438.48円」に、「435.75円」を「448.20円」に、「34.65円」を

「35.64円」に改める。

第16条の2中「473.025円」を「486.54円」に改める。

(大津市行政財産使用料条例の一部改正)

第5条 大津市行政財産使用料条例（昭和46年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市民会館条例の一部改正)

第6条 大津市民会館条例（昭和49年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「21,730」を「22,350」に、「30,180」を「31,050」に、「42,260」を「43,470」に、「84,520」を「86,940」に、「39,840」を「40,980」に、「60,370」を「62,100」に、「108,670」を「111,780」に、「4,830」を「4,960」に、「7,240」を「7,450」に、「9,660」を「9,930」に、「18,110」を「18,630」に、「6,030」を「6,210」に、「12,070」を「12,420」に、「22,940」を「23,590」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「4,200」を「4,320」に、「8,400」を「8,640」に、「5,250」を「5,400」に、「10,500」を「10,800」に改める。

(大津市市民プール条例の一部改正)

第7条 大津市市民プール条例（昭和50年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)

第8条 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「9時～12時」を「午前9時から正午まで」に、「940」を「970」に、「630」を「640」に、「13時～17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「1,260」を「1,290」に、「840」を「860」に、「9時～17時」を「午前9時から午後5時まで」に、「2,100」を「2,160」に、「1,360」を「1,400」に改め、同項第2号中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

第9条 大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,370円」を「2,440円」に、「6,720円」を「6,910円」に、「260円」を「270円」に、「2,970円」を「3,050円」に、「8,400円」を「8,640円」に改める。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

第10条 大津市漁港等管理条例(昭和55年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び別表第1項の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

第11条 大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から21時まで」を「午後5時から午後9時まで」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「6,300」を「6,480」に、「8,400」を「8,640」に、「18,900」を「19,440」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「1,570」を「1,620」に、「4,720」を「4,860」に、「1,050」を「1,080」に、「420」を「430」に、「630」を「640」に、「1,260」を「1,290」に改め、別表第2項の表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から21時まで」を「午後5時から午後9時まで」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「1,570」を「1,620」に、「2,100」を「2,160」に、「4,720」を「4,860」に、「1,050」を「1,080」に、「3,150」を「3,240」に、「6,300」を「6,480」に改め、別表第3項第1号の表中「9時から11時まで」を「午前9時から午前11時まで」に、「11時から13時まで」を「午前11時から午後1時まで」に、「13時から15時まで」を「午後1時から午後3時まで」に、「15時から17時まで」を「午後3時から午後5時まで」に、「17時から19時まで」を「午後5時から午後7時まで」に、「19時から21時まで」を「午後7時から午後9時まで」に、「1,570」を「1,620」に、「1,260」を「1,290」に、「2,360」を「2,430」に、「1,890」を「1,940」に改め、同号の表備考第5項中

「1, 570円」を「1, 620円」に、「2, 360円」を「2, 430円」に改める。

(大津市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第12条 大津市農業集落排水処理施設条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3, 360円」を「3, 450円」に改める。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

第13条 大津市立森林キャンプ村条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「3, 670円」を「3, 770円」に、「7, 350円」を「7, 560円」に、「1, 050円」を「1, 080円」に、「3, 150円」を「3, 240円」に改め、同表備考第2項中「520円」を「530円」に改め、同表備考第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第14条 大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項及び別表第1中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第2中「1, 570円」を「1, 620円」に、「520円」を「540円」に改める。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第15条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「6, 300」を「6, 480」に、「12, 600」を「12, 960」に、「310」を「320」に、「630」を「640」に、「3, 150」を「3, 240」に、「1, 050」を「1, 080」に改める。

(大津市街並み博物館条例の一部改正)

第16条 大津市街並み博物館条例(平成2年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2, 110円」を「2, 180円」に、「2, 820円」を「2, 900円」に改め、別表第2項の表中「630円」を「640円」に、「840円」を「860円」に、「420円」を「430円」に改める。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「150円」を「160円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第2中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「7, 140円」を「7, 340円」に、「10, 290円」を「10, 580円」に改める。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正)

第18条 大津市伊香立環境交流館条例（平成5年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「3, 570円」を「3, 670円」に、「1, 120円」を「1, 150円」に、「510円」を「520円」に改める。

(大津市営霊園条例の一部改正)

第19条 大津市営霊園条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条中「3, 060円」を「3, 150円」に改める。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正)

第20条 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

第21条 大津市伝統芸能会館条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9時～13時」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時～17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時～21時」を「午後5時から午後9時まで」に、「6, 120円」を「6, 290円」に、「510円」を「520円」に、「310円」を「320円」に改める。

(大津市斎場条例の一部改正)

第22条 大津市斎場条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2, 540」を「2, 610」に、「15, 290」を「15, 730」に改める。

別表第2第1項の表中「2, 540」を「2, 610」に、「15, 290」を「15, 730」に、「1, 520」を「1, 560」に、「3, 050」を「3, 140」に、「9, 170」を「9, 430」に、「910」を「930」に、「1, 830」を「1, 890」に、「94, 500」を「97, 200」に、「141, 750」を

「145,800」に、「63,000」を「64,800」に改め、別表第2第2項の表中
「4,200」を「4,320」に、「14,700」を「15,120」に、「5,250」
を「5,400」に、「18,370」を「18,900」に、「7,350」を「7,560」
に、「25,720」を「26,460」に、「9,450」を「9,720」に、
「33,070」を「34,020」に、「8,400」を「8,640」に、「21,840」
を「22,460」に、「10,500」を「10,800」に、「27,300」を
「28,080」に、「12,600」を「12,960」に、「32,760」を
「33,690」に、「38,220」を「39,310」に改める。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正)

第23条 大津市埋蔵文化財調査センター条例（平成7年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円」を「6,480円」に、「3,150円」を「3,240円」に、
「2,100円」を「2,160円」に改める。

(大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第24条 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成7年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第25条 道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「20,380円」を「20,960円」に改める。

附則第3項中「15,000円」を「15,420円」に改める。

附則第5項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

第26条 大津市ふれあいプラザ条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中「9時～13時」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時～17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時～22時」を「午後5時から午後10時まで」に、
「4,120円」を「4,240円」に、「5,150円」を「5,300円」に、
「1,520円」を「1,560円」に、「1,900円」を「1,960円」に、

「2,940円」を「3,020円」に、「3,670円」を「3,780円」に、
「1,630円」を「1,670円」に、「2,040円」を「2,090円」に、
「710円」を「730円」に、「890円」を「920円」に、「660円」を「680円」
に、「830円」を「850円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

第27条 大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「15,000円」を「15,420円」に改め、同条第5項中
「11,890円」を「12,220円」に改め、同条第6項中「5,000円」を
「5,140円」に改める。

別表中「7,350円」を「7,560円」に、「20,380円」を「20,960円」に、
「15,500円」を「15,940円」に、「12,600円」を「12,960円」に改
める。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正)

第28条 大津市浜大津公共広場条例（平成9年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「100分の105」を「100分の108」に改め、「得た額」の次に「(そ
の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加える。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

第29条 大津市スカイプラザ浜大津条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正
する。

別表中「990円」を「1,010円」に、「580円」を「590円」に改める。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正)

第30条 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例（平成13年条例第4号）の一部を次の
ように改正する。

別表第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表第2項中「100
分の105」を「100分の108」に改め、同項の表備考第2項中「2,100円」を
「2,160円」に改め、別表第3項の表中「310円」を「320円」に、「420円」を
「430円」に改め、別表第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正)

第31条 大津市滋賀里コミュニティセンター条例（平成14年条例第51号）の一部を次のよ
うに改正する。

第4条第2項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「1,120円」を「1,150円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に、「310円」を「320円」に、「390円」を「400円」に改める。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正)

第32条 大津市仰木太鼓会館条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第3項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「3,570円」を「3,670円」に、「4,460円」を「4,590円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に改める。

(大津市仰木ふれあい広場条例の一部改正)

第33条 大津市仰木ふれあい広場条例（平成15年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1時間あたり380円」を「1時間当たり390円」に改める。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正)

第34条 大津市液化石油ガス供給条例（平成16年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第2中「754.95」を「776.52」に、「34.4925」を「35.478」に、「5,411.4375」を「5,566.05」に、「24.2025」を「24.894」に改める。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第35条 大津市子育て総合支援センター条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「230円」を

「240円」に改める。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

第36条 大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「150円」を「160円」に、「100円」を「110円」に、「5,000円」を「5,160円」に改める。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

第37条 大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「400円」を「410円」に、「4,000円」を「4,100円」に、「600円」を「610円」に、「6,000円」を「6,100円」に改める。

(大津市公共棧橋条例の一部改正)

第38条 大津市公共棧橋条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表中「500」を「510」に、「660」を「670」に、「1,050」を「1,080」に、「350」を「360」に、「1,780」を「1,830」に、「2,510」を「2,580」に改める。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正)

第39条 大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「430円」を「440円」に改め、同項第2号中「330円」を「340円」に改める。

別表第1項の表中「310円」を「320円」に、「520円」を「540円」に改め、別表第2項の表中「690円」を「710円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「2,190円」を「2,260円」に、「1,040円」を「1,070円」に、「2,070円」を「2,140円」に、「3,290円」を「3,390円」に改め、同項の表備考第2項中「350円」を「360円」に、「530円」を「540円」に、「450円」を「460円」に、「680円」を「700円」に改め、別表第3項の表中「1,380円」を「1,420円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「2,070円」を「2,140円」に、「2,780円」を「2,850円」に改め、別表第4項第1号の表中「1,830円」を「1,880円」に、「2,980円」を「3,060円」に、

「3, 680円」を「3, 780円」に、「5, 960円」を「6, 130円」に、「12, 600円」を「12, 960円」に、「19, 400円」を「19, 950円」に、「7, 330円」を「7, 530円」に、「11, 300円」を「11, 620円」に、「18, 300円」を「18, 820円」に、「29, 800円」を「30, 650円」に、「36, 800円」を「37, 850円」に、「59, 600円」を「61, 300円」に改め、同項第2号の表中「450円」を「460円」に、「680円」を「690円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「1, 020円」を「1, 040円」に、「1, 550円」を「1, 590円」に、「900円」を「920円」に、「1, 360円」を「1, 390円」に、「2, 060円」を「2, 110円」に改める。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正)

第40条 大津市港湾の管理に関する条例（平成20年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

第41条 大津市旧大津公会堂条例（平成21年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 030円」を「1, 050円」に改める。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正)

第42条 大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「510円」を「520円」に改め、別表第2号の表中「3, 570」を「3, 670」に、「1, 120」を「1, 150」に、「710」を「730」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第3号の表中「1, 120」を「1, 150」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第4号の表中「1, 940」を「1, 990」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第5号の表中「1, 940」を「1, 990」に、「510」を「520」に、「710」を「730」に改める。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正)

第43条 大津市リサイクルセンター木戸設置条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中「3, 360円」を「3, 450円」に、「1, 050円」を「1, 080円」に改め

る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大津市道路占用料条例第3条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の大津市雄琴温泉供給条例第12条第2項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している温泉の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に温泉使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である温泉の使用（以下この項において「特定継続供給に係る温泉の使用」という。）にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する温泉使用料を前回確定日（その直前の温泉使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。））の当該確定した温泉使用料（特定継続供給に係る温泉の使用にあつては、当該確定した温泉使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第6条の規定は、施行日以後の診断書等の交付に係る手数料について適用する。

(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である下水道の使用（以下この項において「特定継続排水に係る下水道の使用」という。）

にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下この項において「経過措置適用部分」という。）の当該確定した使用料（特定継続排水に係る下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

（大津市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 第5条の規定による改正後の大津市行政財産使用料条例第5条の2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市民会館条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 第6条の規定による改正後の大津市民会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（大津市大谷乗馬場条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 第8条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表第1項第1号の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（大津市漁港等管理条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 第10条の規定による改正後の大津市漁港等管理条例（以下この条において「新条例」という。）第12条第2項の規定は、施行日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

2 新条例別表第1項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第11条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 第12条の規定による改正後の大津市農業集落排水処理施設条例第9条第1項の規定は、平成26年4月分以後の排水処理施設の使用料について適用し、同年3月分以前の排水処理施設の使用料については、なお従前の例による。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第13条の規定による改正後の大津市立森林キャンプ村条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第14条の規定による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(以下この条において「新条例」という。)第56条第1項の規定は、施行日以後の買受けに係る代金について適用する。

2 新条例別表第1の規定は、平成26年4月分以後の市場施設使用料について適用し、同年3月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室使用料については、なお従前の例による。

(大津市街並み博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第16条の規定による改正後の大津市街並み博物館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第17条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第18条の規定による改正後の大津市伊香立環境交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市営霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第19条の規定による改正後の大津市営霊園条例第11条の規定は、平成26年度以後の年度分の管理料について適用し、平成25年度以前の年度分の管理料については、なお従

前の例による。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 第20条の規定による改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表の規定は、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、施行日以前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 第21条の規定による改正後の大津市伝統芸能会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市斎場条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 第22条の規定による改正後の大津市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 第23条の規定による改正後の大津市埋蔵文化財調査センター条例別表の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 第24条の規定による改正後の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後の診断書の交付に係る手数料について適用する。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

第23条 第26条の規定による改正後の大津市ふれあいプラザ条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正に伴う経過措置)

第24条 第28条の規定による改正後の大津市浜大津公共広場条例別表の規定は、施行日以後の行為の許可に係る使用料について適用し、施行日以前の行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正に伴う経過措置)

第25条 第29条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 第30条の規定による改正後の大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第31条の規定による改正後の大津市滋賀里コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 第32条の規定による改正後の大津市仰木太鼓会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木ふれあい広場条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 第33条の規定による改正後の大津市仰木ふれあい広場条例第5条第1項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 第34条の規定による改正後の大津市液化石油ガス供給条例(以下この条において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるガスの使用(以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。)にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係るガスの使用にあつては、当該確定した料金の

うち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第34条の規定による改正前の大津市液化石油ガス供給条例（以下この項において「旧条例」という。）第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第1項、第10条第3項及び第13条に規定する工事又は修繕（以下この項において「工事等」という。）のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの（旧条例第6条第2項に規定する工事を除く。）については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

（大津市子育て総合支援センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第31条 第35条の規定による改正後の大津市子育て総合支援センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市市民活動センター条例の一部改正に伴う経過措置）

第32条 第36条の規定による改正後の大津市市民活動センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（大津市公共棧橋条例の一部改正に伴う経過措置）

第33条 第38条の規定による改正後の大津市公共棧橋条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（大津市立野外活動施設条例の一部改正に伴う経過措置）

第34条 第39条の規定による改正後の大津市立野外活動施設条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

（大津市港湾の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第35条 第40条の規定による改正後の大津市港湾の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正に伴う経過措置)

第36条 第41条の規定による改正後の大津市旧大津公会堂条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第37条 第42条の規定による改正後の大津市ふれあいセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第38条 第43条の規定による改正後の大津市リサイクルセンター木戸設置条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和 24 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表富士見支所の項中「大津市富士見台 3 番 30 号」を「大津市園山二丁目 15 番 33 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,760」を「2,840」に、「3,450」を「3,540」に、「1,120」を「1,150」に、「1,400」を「1,440」に、「510」を「520」に、「640」を「650」に、「710」を「730」に、「890」を「910」に、「1,940」を「1,990」に、「2,420」を「2,490」に、「310」を「320」に、「390」を「400」に、「3,570」を「3,670」に、「4,460」を「4,590」に改める。

第2条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立富士見公民館の項中「大津市富士見台3番30号」を「大津市園山二丁目15番33号」に改める。

別表第25号の表を次のように改める。

使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	円 3,670	円 3,670	円 4,590
第1会議室	520	520	650
第2会議室	520	520	650
第3会議室	520	520	650

第4会議室	5 2 0	5 2 0	6 5 0
第5会議室	5 2 0	5 2 0	6 5 0
和室	7 3 0	7 3 0	9 1 0
調理実習室	1, 1 5 0	1, 1 5 0	1, 4 4 0

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市立公民館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会の項を削り、同部大津市肺がん検診協議会の項中「大津市肺がん検診協議会」を「大津市肺がん結核検診協議会」に、「肺がん検診」を「肺がん結核検診」に改め、同部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会	大津市公設地方卸売市場が地域の生鮮食料品等の流通拠点として果たす役割を検証するとともに、同卸売市場の今後のあり方に関し必要な事項を調査審議すること。	5 人 以 内	学識経験を有する者、生産者団体から選出された者及び企業関係者
----------------------	--	------------	--------------------------------

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 52 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 52 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 52 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 48 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

附則第 6 条第 4 項及び第 6 条の 2 第 4 項中「第 18 条の 4 第 1 項の」を「第 18 条の 3 第 1 項の」に、「附則第 18 条の 4 第 1 項」を「附則第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 18 条の 4 第 1 項」を「、附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項又は附則第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 38 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得につ

いては、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第38条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第38条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第18条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第38条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の2の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第38条第1項及び第2項並びに第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第38条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項にお

いて準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の3から第18条の3までを削る。

附則第18条の4第2項中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の3第1項」に改め、同条を附則第18条の3とする。

附則第18条の5を削る。

附則第18条の6第2項中「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の4第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同項第2号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に、「附則第18条の6第4項」を「附則第18条の4第4項」に改め、同項第3号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同条第6項中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同条を附則第18条の4とする。

附則第18条の7を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条第1項の規定 平成28年1月1日

(2) 附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3（見出しを含む。）、第18条の2（見出しを含む。）及び第18条の2の2の改正規定、附則第18条の2の3から第18条の3までを削る改正規定、附則第18条の4第2項の改正規定、同条を附則第18条の3とする改正規定、附則第18条の5を削る改正規定、附則第18条の6の改正規定、同条を附則第18条の4とする改正規定並びに附則第18条の7を削る改正規定並びに

次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）第52条の2及び第52条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第18条の2から第18条の4までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

大津市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市環境基本条例の一部を改正する条例

大津市環境基本条例（平成 7 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 条」を「第 6 条の 2」に改める。

第 1 章中第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置者等の責務）

第 6 条の 2 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を設置し、若しくは運営し、又は当該おそれのある事業を実施する者は、環境の保全に関し万全の措置を講ずるとともに、当該施設又は事業について近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第53条中「であって、ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させるもの」を削る。

第102条第1項中「その他環境影響評価に関する」を「及び滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の」に、「及び第26条第1項」を「並びに第26条第1項」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専門委員会は、前項に規定する調査審議を行うほか、大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第 号）第6条第1項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

第103条第1項中「置くことができる」を「置く」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 調整委員会は、前項に規定する仲裁等を行うほか、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第 号）第21条第3項又は大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第3項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第53条及び第102条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第41号

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法施行条例（平成20年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第29条第2項」を「第29条第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第29条第1項の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により緊急時を含めて確保される場合は、第1号に掲げる設備のうち当該事務の一部に係るものを設けないことができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「第29条第2項」を「第29条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 6 年 2 月 1 7 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成 2 6 年度の事業年度から適用し、平成 2 5 年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

議案第43号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「316, 200人」を「327, 800人」に改め、同項第3号中
「236, 600立方メートル」を「209, 600立方メートル」に改める。

第4条の3の見出しを「(利益剰余金の自己資本金への組入れ及び処分等)」に改め、同条第1
項を次のように改める。

水道事業等は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から
繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）のうち、地方公営
企業法施行令第26条第2項及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第
21条第2項の規定により償却した繰延収益の額（当該事業年度において欠損金補てん残額が
当該償却した繰延収益の額に満たない水道事業等にあつては、欠損金補てん残額）に相当する
額（次項において「繰延収益相当額」という。）を自己資本金に組み入れるものとする。

第4条の3中第5項を削り、第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改
め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「欠損金補てん残額」を「自己資本金組入残額」に、
「次項において」を「以下」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え
る。

- 2 事業年度末日において企業債を有する水道事業等は、前項の規定により繰延収益相当額を自己資本金に組み入れ、なお利益に残額があるときは、その残額（以下「自己資本金組入残額」という。）の10分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金（企業債の償還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。）の積立額を控除した額が自己資本金組入残額の10分の1に満たない水道事業等にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

第4条の3に次の1項を加える。

- 6 減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設又は改良を行った場合においては、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項第2号及び第3号の改正規定は、企業局管理規程で定める日から施行する。
- 2 改正後の第4条の3の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

議案第 44 号

大津市寡婦福祉住宅条例の一部を改正する条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市寡婦福祉住宅条例の一部を改正する条例

大津市寡婦福祉住宅条例（昭和 52 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市立やすらぎ苑

位置 大津市本丸町 6 番 25 号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

平成 26 年 2 月 17 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す
る条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援
施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年条例第 4 号）の一部を次の
ように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号イ中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号ウ中「平均障害程度区分」及び「厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年2月17日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

「第7章 共同生活介護

第1節 基本方針（第125条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）を「第7章 削除」に、

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条—第142条）」

「第4節 運営に関する基準（第200条—第202条）」を
第4節 運営に関する基準（第
第5節 外部サービス利用型指定
第1款 この節の趣旨及び基本
第2款 人員に関する基準（第
第3款 設備に関する基準（第
第4款 運営に関する基準（第

199条の2—第202条）

共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
方針（第202条の2・第202条の3）

202条の4・第202条の5）

に改め、「第15章

202条の6)

202条の7—第202条の12)

」

一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第205条・第206条）」を削る。

第3条第1項中「第7章」を「第8章」に改める。

第6条第2項中「重度の肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第7条第1項中「者（以下この章）」の次に「、第202条の2並びに第202条の10第2項及び第4項」を加える。

第81条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」及び「規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値」を「平均障害支援区分」に改める。

第101条第1項第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第197条第1項」を「、第197条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第125条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第196条に規定する指定共同生活援助」を「、第196条に規定する指定共同生活援助又は第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等）」に改め、「指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）」を削り、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「指定共同生活援助事業所をいう。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第125条に規定する指定共同

生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第102条中「第8条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居(法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。)」を「共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)」に改める。

第115条第1項中「及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第158条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第160条中「第24条、」、「第132条第1項、」、「第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者に限る」と」を削る。

第173条中「第24条、」及び「第132条第1項、」を削り、「及び第148条」を「第148条及び第158条の2」に改め、「第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第132条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者」を「第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者」に、「第144条の厚生労働大臣が定める者に限る」を「第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「基準省令第184条の規定により読み替えて適用される基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」に改める。

第196条中「相談」の次に「入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第197条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに定める数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第198条を次のように改める。

(管理者)

第198条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第199条を次のように改める。

(設備)

第199条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第13章第4節中第200条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第199条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、利用者の入居又は退去に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第199条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第199条の5 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条第1項に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援

助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第199条の6 サービス管理責任者は、第202条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第200条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第200条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行

わなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第201条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第201条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第201条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室

の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第201条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第202条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第202条において準用する第137条」を「第200条の3」に、「第202条において準用する第131条第1項」を「第199条の4第1項」に、「第202条において準用する第131条第2項」を「第199条の4第2項」に、「第202条において準用する第141条第1項」を「第201条の4第1項」に、「第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」に改める。

第13章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第202条の2 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第202条の12において読み替えて準用する第61条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第202条の4第1項において「基本サービス」という。）及び

当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第202条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第202条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第202条の5 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第202条の6 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第202条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供したときは、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第202条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めて

おかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 入居定員
 - (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
 - (6) 入居に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
- (受託居宅介護サービス事業者への委託)

第202条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第202条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供することができるよう、外部サービス利用型指定共同

生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者及び管理者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めなければならない。

(準用)

第202条の12 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第199条の6まで、第200条、第200条の2及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第56条第1項」と、同項第2号中「第61条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の12において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部

サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第200条第3項中「当該指定共同生活援助事業所」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

第15章を削る。

附則第2項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第4項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第128条第6項及び第7項（これらの規定を第199条）」を「第199条第7項及び第8項（これらの規定を第202条の6）」に改める。

附則第5項及び第6項中「第135条第3項」を「第200条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改める。

附則第7項中「第126条第1項第2号イからエまで」を「第197条第1項第2号イからエまで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧条例第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、改正後の大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サー

ビス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第202条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。
- 5 附則第3項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第202条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。